



亀田郷土地改良区
新潟県新潟市江南区東早通1丁目2番25号
〒950-0148 TEL 025 (381) 2131 FAX 025 (382) 6756
ホームページ <http://www.kamedagou.jp>

発行責任者

理事長 阿部 徳 威

● 亀田郷土地改良区シンボルカラー ● 農地 ● 水をイメージ



令和6年度県営地盤沈下対策事業新潟中東地区
山崎排水路第12-1次工事 (亀田清掃センター前)

着手前



コンクリート矢板打ち込み状況

竣工後

この事業は、農林水産省、新潟県、および新潟市の補助金を受けて実施しています。

主な内容

- 理事長あいさつ
- 新規県営事業の採択について
- 令和7年度通常総代会開催報告
- 財政検討作業部会設置と第1回部会開催報告

組合員数 4,330 人 (令和7年3月31日現在)

横 越	904	大江山	778	亀 田	688
両 川	457	曾野木	480	鳥屋野	103
山 潟	186	石 山	194	大 形	540

理事長あいさつ

日頃より、組合員の皆さまにおかれましては、当土地改良区の業務運営に対し、ご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

特に、昨今の電気料金の高騰、及びそれに伴う、用水の時間短縮による電気料の削減要請につきましては、皆様よりご協力をいただき感謝の念に堪えません。関係行政機関からもご指導をいただき、それを受けて当改良区でも水利課を中心に対策を講じ、電気料の削減へとつなげたところであります。今年度も引き続き、適切な水管理を行いながら、電気料の節減にご協力をお願いします。



理事長
阿部 徳威

また、電気料以外も含めた、当改良区全般の支出削減については、今年3月5日の理事会で「財政検討作業部会」を発足させました。3月28日に初の会合を行い、削減に向けた検討を開始しました。これについて答申を得て、令和8年度以降の予算に反映させたいと思います。ただし、行き過ぎた削減は、組合員サービスの低下や、役職員の士気の低下を招き、たいへん危険なことになります。そのバランスは難しいところではありますが、皆様が無理なく納得できる提案を目指します。

さて、賦課金につきましては、今年3月の総代会で、値上げ、というより一番高かった頃、平成8～15年の水準、10アール当たり13,500円に戻すというお願いをしたところです。1月から各工区で説明会を開き、2月には理事全員により総務部会、理事会での議決を経て、3月の総代会に上程いたしました。

長く続いたデフレの時代からインフレの時代となり、支出削減による基金の維持も困難になってきました。さらに、当改良区事務所も20年程度の内建て替えの時期を迎え、相応の積立が必要な時期になっています。

賦課金の値上げに当たって懸念されることに、小作料（農地賃借料）との関係による賦課金の未納問題があります。かつては小作料の相場が4～5万円程度が主流でしたが、現在では1万5～6千円程度と聞きます。特に、土地持ち非農家の組合員様におかれては、ご負担感は数段高くなっているものと思われます。そうした中、例えば、中間管理機構を介した賃貸借の場合に、耕作者賦課への切替が増えていけば、未納はある程度抑えられるのではないかと思います。

組合員の皆さまには、さらなる大きなご負担をお願いすることとなりますが、適切な用排水管理を継続し、安定して施設を運営するにあたり、ぜひご理解をお願いしたい課題です。

令和7年度は共通賦課金を据え置き組合員への説明期間とし、令和8年度、9年度でそれぞれ1千円値上げする計画です。引き続き経費削減に努めてまいりますので、組合員の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

《 共通賦課金 》

令和7年度	令和8年度	令和9年度
田：11,500円	田：12,500円	田：13,500円
畑：2,875円	畑：3,125円	畑：3,375円

新規県営事業の採択について

当土地改良区が管理している基幹的排水施設は、農業用としての機能以外にも地域を洪水などの自然災害から守るといった、社会資本としての機能を有する大切な施設として位置付けられています。

近年、それらの施設が老朽化などにより機能低下を及ぼし、特に銅矢板排水路は腐食が進み周辺地域では大変危険な状況であるため、早急な更新整備が求められています。

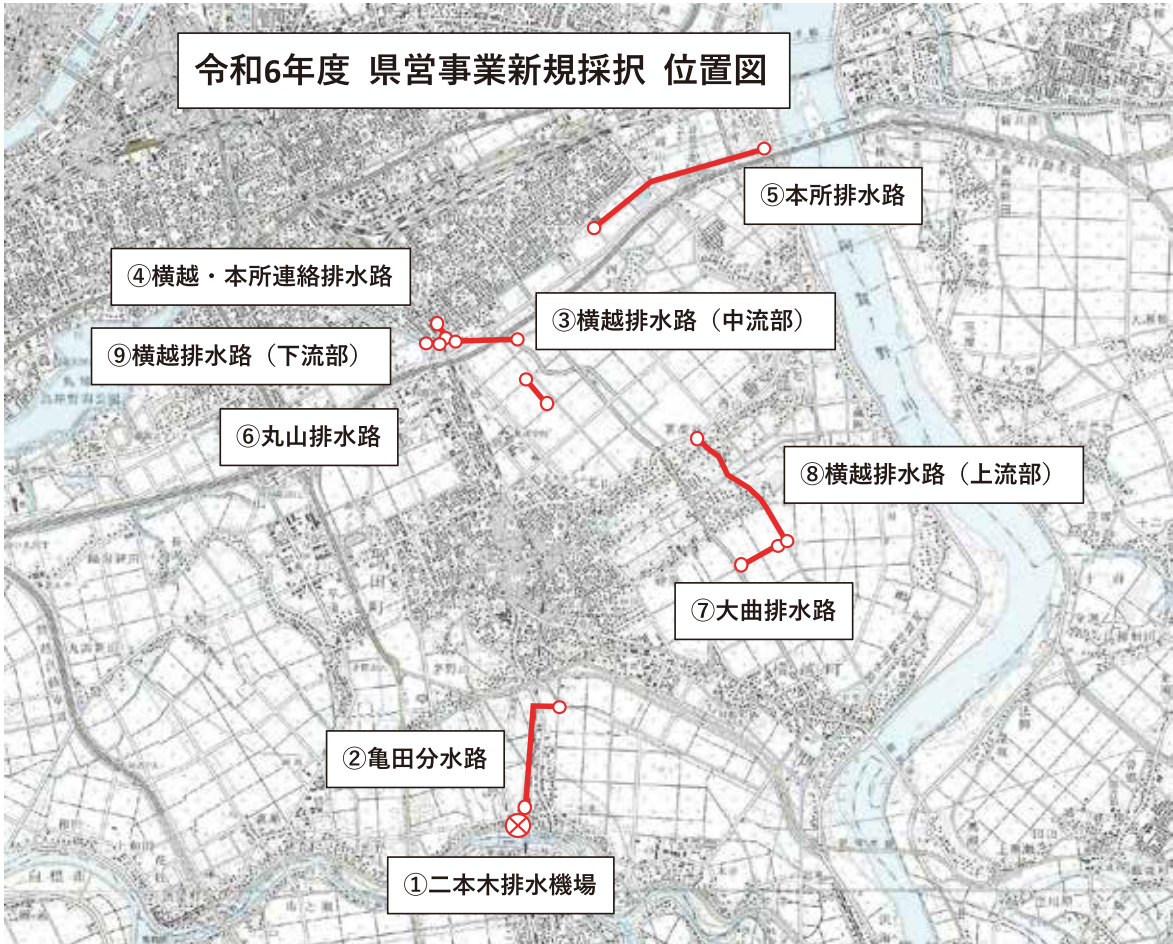
そのような状況の中、この度長年の念願が叶い、施設整備に向けた県営事業の早期採択が実現されました。

今後は各地区において施設更新工事が実施されます。施工の際には組合員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

県営事業新規採択地区一覧

単位：千円

事業名	地区名	施設名	延長／数量	事業費	負担額
地盤沈下対策事業 国55-県34-市11-土改0	二本木排水機場地区	①二本木排水機場	1.0式	5,144,000	0
		②亀田分水路	1,540m		
湛水防除事業 国55-県37-市8-土改0	新潟東部第2地区	③横越排水路（中流部）	830m	7,466,000	0
		④横越・本所連絡排水路	147m		
		⑤本所排水路	2,074m		
		⑥丸山排水路	398m		
		⑦大曲排水路	547m		
		⑧横越排水路（上流部）	1,600m		
基幹水利施設 ストックマネジメント事業 国50-県25-市10-土改15	横越排水路地区	⑨横越排水路（下流部）	135m	334,000	50,100
合 計				12,944,000	50,100



令和7年度 予算概要

令和7年度当初予算は、工区会計を新たに特別会計に加えて予算編成を行いました。

賦課金値上げについては、総務部会、理事会で検討し、工区代議員への説明会を経て、最終的に令和8年度、9年度でそれぞれ1千円値上げすることで決定しました。令和7年度はそれに向けた組合員への周知と令和8年度予算編成に向けた検討の期間に当てることにしました。令和7年度も電力費高騰分については、緊急的に財政調整基金を繰り入れて対応することになりました。

令和7年度収支予算は、総括で34億7991万6千円、一般会計で32億9083万3千円です。一般会計で比較すると前年度21億2206万7千円に対し、11億6876万6千円、55.1%の増となりました。

大きな要因は、特別会計に工区会計を新設したことで、初年度となる今年度は、各工区の償還基金積立資産（各区）を、一般会計他会計繰出額からそれぞれの特別会計各工区運営費に繰出したことで9億6920万円が増となりました。

— 予算編成の重点 —

1. 事業展開

(1) 電力費高騰対策

電力費高騰については、令和6年度決算は予算計上額以下の実績額で終結する見込みです。令和7年度においても、国際エネルギー価格の情勢や、政府による電力会社への補助金投入など、電力価格動向は依然不透明です。これまでの運転時間削減を考慮した中で、揚排水機場の水道光熱費は昨年比3369万円減額で計上しました。一方収入面では、行政からの支援策は、これまで以上に厳しい状況です。

(2) 災害復旧事業費

能登半島地震の復旧工事が完了したが、頻発する災害へ対応するため予算項目を残しました。

(3) 用排水施設の計画的な補修更新

年度別整備計画に基づき優先度の高いものから事業化しています。

団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業では、前年度に引き続き、早通・清五郎上流1期・大瀬上流部・横

越中流部の各排水路の補修工事を実施するため、事業費1億1760万円を計上しています。また、中酒屋排水路を補修する地域ストックマネジメント事業に1155万円、前年度からの繰越で亀田郷第13地区の機能保全計画策定と農村地域防災減災事業の実施計画策定で、7035万円を計上し次回の新規事業採択を目指します。

国の令和6年度補正予算で新規県営事業に採択された3事業、県営湛水防除事業新潟東部第2地区、県営地盤沈下対策事業二本木排水機場地区、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業横越排水路地区が令和7年度から事業着手します。地元負担が伴うものは、横越排水路地区のみでその負担額は255万円です。

(4) 圃場整備事業

小杉地区では県営経営体育成基盤整備事業3億3600万円面で面工事に着手する運びとなりました。茅野山地区では令和6年度で換地等調整事業が完了し、令和7年度からは県営での調査計画に移ることになります。

2. 事務運営

男女共同参画に伴う女性理事増員の検討が概ね終わり、7月の総代会で定款及び附属役員選挙規程の変更を予定しています。予算面では理事1名分の報酬を計上しました。

一方、職員人件費は、新潟県人事委員会勧告に基づき、

個々の給与の上昇と将来の退職予定者を見据えて職員を新規採用したこと等により前年度より増額となりました。また、事務所経費として、能登半島地震で被害を受けた芦沼館の内外壁の補修経費を計上しました。

3. 収入計画

(1) 組合費賦課金等

令和7年度の賦課面積試算値は田3620ha、畑462haとなりました。電力費高騰を賄いつつ財政調整基金を繰り入れることで、賦課金を前年度同様に11,500円/10aに据え置きました。

また、その他の収入計画については、実績を踏まえ、決済金2800万円（1200万円減）、他目的使用料2860万円（330万円増）、払下げ4500万円（増減なし）としました。

(2) 基金繰入

決済金積立金からは、事務費繰入・維持管理費繰入分として例年の原則どおり30年分割・30年累計により繰入上限額を設定しました。財政調整基金からは、事務費繰入分として例年の原則どおり20年分割・20年累計による

繰入上限額を設定したほか、電力費高騰対策必要額を加えました。

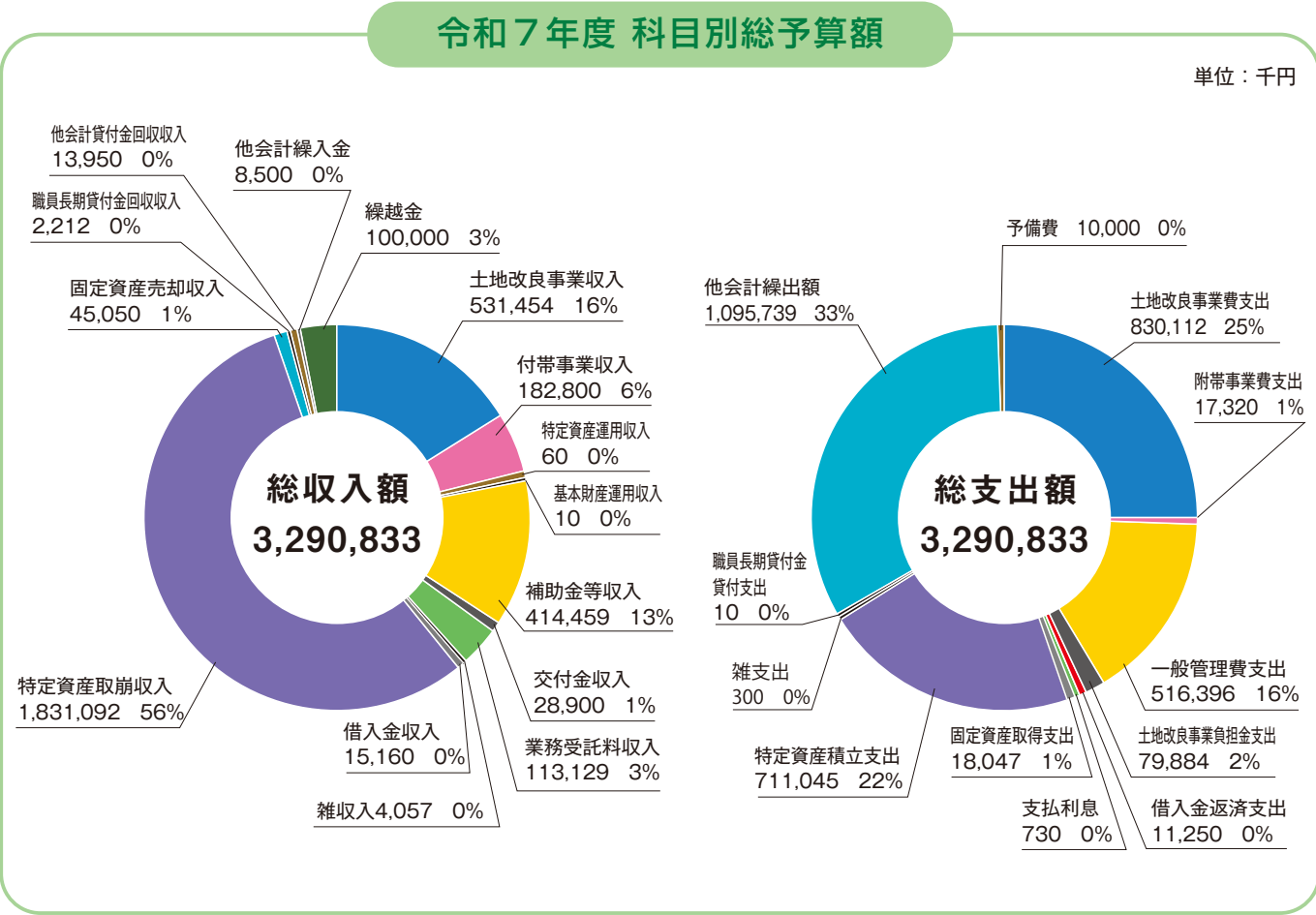
また令和7年度から、会計の明瞭性を向上させるため、積立資産から流動資産への一時流用額を予算計上することとし、財政調整基金・決済金でそれぞれ3億円計上しました。さらに令和7年度に限り、工区会計を特別会計に取り入れるため、各区基金全額9億6920万円を基金繰入収入としました。

以上合計すると、基金繰入額合計は18億3109万円となります。

例年通りの方法で基金繰入を比較すると、令和6年度が4億7295万円、令和7年度が3億5064万円となり、1億2231万円減となります。

以上のように令和7年度も昨年度に続き、例年の事業展開と事務運営のほか、電力費高騰対策を盛り込みながら、賦課金の水準は前年並みを継続したため、依然として多額の基金繰入に依拠しています。

令和8年度からは賦課金の引き上げを予定していますが、7年度中に財政検討作業部会で可能な限りの経費軽減策を打ち出し、次年度予算の編成に反映して参ります。本年度も組合員の皆さまのご協力を仰ぎながら、持続的にご負担に応える方策を追求して参ります。



令和7年度 管内事業

【県営事業】

基幹水利施設ストックマネジメント事業は、亀田郷、横越排水路の2地区において、本所排水路改修工事、横越排水路の実施設計作成、地質調査を実施します。

地盤沈下対策事業は、新潟南部8期、亀田郷阿賀、新潟中東の3地区において、旧水路の埋め戻し、阿賀用水路と山崎排水路の改修工事を実施します。二本木排水機場（1期）地区においては同機場の実施設計作成と地質調査を実施します。

湛水防除事業は、新潟東部、新潟東部第2（1期）の2地区において、大石排水分水路改修、実施設計作成と地質調査、横越排水路（上流）改修を実施します。

経営体育成基盤整備事業は、小杉（1期）、小杉（2期）地区において、区画整理と一時利用地の指定手続き等、家屋事後調査を実施します。茅野山地区は、ほ場整備事業の採択に向けた調査(効果算定等)を実施します。

水利施設等保全高度化事業（実施計画策定事業）沢海揚水機場地区は、同機場の調査を実施します。

【団体営事業】

農業経営高度化支援事業小杉地区は、担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これら経営体が農業生産を担う農業構造の確立を図るための活動を支援する事が目的で、県営経営体育成基盤整備事業のソフト事業として実施します。

水利施設整備事業は、早通排水路1期、清五郎上流排水路1期、大潤

排水路（上流部）、横越排水路（中流部）の4地区を実施します。排水路4路線の改修工事を実施します。

地域農業水利施設ストックマネジメント事業中酒屋排水路地区は測量・設計を実施します。同事業（保全計画策定）亀田郷第13地区は前年度からの繰越として、樋門5基、除塵機2基、用水路1路線、排水路10路線の機能保全計画を策定します。

農村地域防災減災事業（実施計画策定）亀田郷地区は、前年度からの繰越として、排水路8路線の実施計画を策定します。

県単農業農村整備事業（かんがい排水）は、竹尾揚水機場、亀田郷水利システム地区において、電気設備更新工事、遠方監視・制御システム更新工事を実施します。

【その他事業】

土地改良施設維持管理適正化事業は、定期的な施設の補修整備に対応するため、計画的に加入・施工を行っています。鶴ノ子揚水機場、鍋湯ポンプ場、鍋湯第1号・第2号ポンプ場は、ポンプ更新工事を、横越第2揚水機場は電動機分解整備を実施します。

水利施設管理強化事業阿賀野川左岸地区は、地域における用排水路の維持管理活動の体制強化を図り、維持管理費の負担軽減につなげます。

多面的機能支払交付金は、支援業務を土地改良区が受託し、支援室において地元活動組織と連携しながら、円滑な事業の推進に務めます。

ほか、機場管理、浄化用水・環境用水の導入、用排水路移設補償工事等、新潟県・新潟市と協力しながら事業を推進します。

令和7年度 補助事業等実施計画

(単位：千円)

区分	事業名	地区名	新規継続	実施年度	R7 事業費			R7 改良区負担額	概要
					R6 補正額	R7 当初割当額			
県営	基幹水利施設ストックマネジメント事業	亀田郷	継続	H26～R10	76,000	56,000	20,000	11,400	本所排水路
	基幹水利施設ストックマネジメント事業	横越排水路	新規	R6～R9	17,000	12,000	5,000	2,550	実施設計、地質調査
	地盤沈下対策事業	新潟南部8期	継続	H21～R8	57,000	3,000	54,000		旧水路埋戻工
	地盤沈下対策事業	亀田郷阿賀	継続	H28～R9	85,000	48,000	37,000		阿賀用水路
	地盤沈下対策事業	新潟中東	継続	H30～R8	60,000	30,000	30,000		山崎排水路
	地盤沈下対策事業	二本木排水機場(1期)	新規	R6～R11	25,000	25,000			実施設計、地質調査
	湛水防除事業	新潟東部	継続	R2～R10	331,200	297,400	33,800		大石排水分水路
	湛水防除事業	新潟東部第2(1期)	新規	R6～R8	222,800	160,800	62,000		実施設計、地質調査、横越排水路(上流)
	経営体育成基盤整備事業	小杉(1期)	継続	R3～R11	205,000	177,000	28,000	20,500	区画整理、換地費(一時利用地の指定手続き等)
	経営体育成基盤整備事業	小杉(2期)	継続	R5～R11	5,000	3,000	2,000	500	家屋事後調査
	農業農村整備事業調査計画	茅野山	継続	R5～R8	8,000		8,000		効果算定等
	農業農村整備事業調査計画	舞潟揚水機場	継続	R6～R7	700		700	350	計画概要書作成
	農業農村整備事業調査計画	沢海揚水機場	新規	R7～R8	26,000		26,000		基本設計、費用対効果分析
団体営	農業経営高度化支援事業	小杉	継続	R3～R11	1,830		1,830	915	高度土地利用調査・調査事業関連
	水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)	早通排水路1期	継続	R4～	30,000		30,000	4,500	早通排水路
	水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)	清五郎上流排水路1期	継続	R4～	40,000		40,000	6,000	清五郎上流排水路
	水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)	大潤排水路(上流部)	継続	R4～	20,000		20,000	3,000	大潤排水路(上流部)
	水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)	横越排水路(中流部)	継続	R5～	22,000		22,000	3,300	横越排水路(中流部)
	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	中酒屋排水路	継続	R6～	11,000		11,000	2,338	測量・設計
	地域農業水利施設ストックマネジメント事業(保全計画策定)	亀田郷第13	繰越	R6～R7	40,000		40,000		樋門5基、除塵機2基、用水路1路線、排水路10路線 機能保全計画策定
	農村地域防災減災事業(実施計画策定)	亀田郷	繰越	R6～R7	27,000		27,000		排水路8路線 実施計画策定
	県単農業農村整備事業(かんがい排水)	竹尾揚水機場	新規	R7	10,000		10,000	6,500	電気設備更新
	県単農業農村整備事業(かんがい排水)	亀田郷水利システム	新規	R7	2,000		2,000	1,300	遠方監視・制御システム更新
その他	土地改良施設維持管理適正化事業	鶴ノ子揚水機場	新規	R7	13,400		13,400		ポンプ更新
	土地改良施設維持管理適正化事業	横越第2揚水機場	新規	R7	2,800		2,800		電動機分解整備
	土地改良施設維持管理適正化事業	鍋湯ポンプ場	新規	R7	6,200		6,200		ポンプ更新
	土地改良施設維持管理適正化事業	鍋湯第1号・第2号ポンプ場	新規	R7	6,500		6,500		ポンプ更新
	水利施設管理強化事業	阿賀野川左岸	継続	H12～	62,026		62,026	20,154	多面的費用ほか
	多面的機能支払交付金(農地維持)(資源向上(共同))	東・中央・江南部会	継続	H26～R10	170,865		170,865		8工区(10組織)
	多面的機能支払交付金(資源向上(長寿命化))	東・中央・江南部会	継続	H26～R10	48,766		48,766		6工区(6組織)
	受託事業(用排水路移設補償工事)	新潟中央環状線	継続	R6～R7	200,000		200,000		亀田排水路移設

※事業費に、工事諸費は含まれていません。※団体営水利施設整備事業の4地区の事業費は、要望額を記載しています。

令和7年度 通常総代会開催報告

令和7年3月14日亀田郷土地改良区大ホールにおいて、令和7年度通常総代会が開催され、議長に谷澤康雄総代（両川）、副議長に池田誠総代（大江山）を選出し、令和7年度収支予算案ほか18議案について、原案どおり議決及び承認されました。

令和7年度 通常総代会（令和7年3月14日）

付議事項

- 議第1号 令和6年度用排水路移設補償事業の変更について
- 議第2号 団体営亀田郷第13地区地域農業水利施設ストックマネジメント事業（保全計画策定）の変更について
- 議第3号 団体営亀田郷地区農村地域防災減災事業（実施計画策定）の変更について
- 議第4号 令和6年度収支補正予算案について
- 議第5号 鳥屋野潟南部地区土地区画整理事業の農地転用について
- 議第6号 県営沼海揚水機場地区農業農村整備事業調査計画の施行申請について
- 議第7号 県単竹尾揚水機場地区農業農村整備事業（かんがい排水）の施行について
- 議第8号 県単亀田郷水利システム地区農業農村整備事業（かんがい排水）の施行について
- 議第9号 令和7年度新規土地改良施設維持管理適正化事業の加入及び実施について
- 議第10号 令和7年度用排水路移設補償事業の施行について
- 議第11号 規約の一部改正について
- 議第12号 会計細則の一部改正について
- 議第13号 令和7年度賦課金について
- 議第14号 令和7年度収支予算案について
- 議第15号 令和7年度長期借入について
- 議第16号 令和7年度基金積立金の一時流用について
- 議第17号 令和7年度賦課金の徴収期日および方法について
- 議第18号 令和8年度・令和9年度の賦課金計画について



財政検討作業部会設置と第1回部会開催報告

令和7年3月5日の理事会において、令和8年度・令和9年度の賦課金値上げに向けて経費削減等を検討するため、業務運営細則第19条に基づき、財政検討作業部会を設置しました。

【部会諮問事項】

1. 経費削減の方策（支出削減項目と削減幅）
2. 収入増への取組
3. その他、目的達成に向けて必要な事項

【構成】

（横越）理 事 坪谷 利之
（亀田）理 事 佐藤 勉〔副部会長〕
（両川）理 事 大島 千春
（石山）理 事 清水 良一
（大形）工区長 五十嵐源一〔部会長〕

令和7年3月28日の第1回財政検討作業部会では、はじめに部会長に五十嵐源一（大形工区長）、副部会長に佐藤勉（理事）を選出し、令和8年度予算編成に向けて、10月下旬に理事会答申とする部会開催スケジュールを決定しました。その後、事前に各工区から提出いただいた経費削減に対する意見を説明し、支出項目ごとに意見交換を行いました。

次回5月28日の第2回作業部会では、今回出された削減項目に対する対応案を検討します。

財務検討作業部会の検討内容につきましては、中間報告を含め、随時組合員の皆さまへお知らせしていきますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

役員（監事）選挙を実施

任期満了に伴う役員（監事）総選挙を令和6年11月27日に実施しました。候補者の届出が定数を超えなかったため総代会での投票は行わず、同日選挙会により当選を決定しました。選挙管理者には酒井聖和総代（石山）、選挙立会人には諸橋俊晴総代（横越）、高橋祐一総代（大形）が理事長より指名され、選挙事務を行いました。選挙会終了後、選挙管理者から当選通知書が付与されました。

また、令和7年1月14日に第1回監事会を開催し、新監事の互選により総括監事・第一監事・第二監事が以下のとおり選任されました。任期満了は令和9年1月10日です。



弦巻 勝志さん
(第一監事 曾野木)



窪田 敏夫さん
(総括監事 亀田)



高橋 泰宏さん
(第二監事 山潟)

短 信

10月 1日	新潟市名誉市民称号受称記念 佐野藤三郎氏の足跡を訪ねる バスツアー	15日	理事会 〃 新潟市土地改良区広域連 携懇談会	14日	理事会
11日	工区長会議	20日	食の新潟国際賞表彰式・記 念講演・祝賀会	20日	新潟市農業振興地域整備審 議会(理事長)
11日～15日	食の新潟国際賞財団第5次 訪中国参加(理事長・事務局長)	22日	中東蒲原土地改良協議会 意見交換会	24日	総務部会
18日	事業部会	25日	工区長会議	28日	刈払機安全講習会
23日	監事会	27日	令和6年度第2回臨時総代会 〃 監事総選挙選挙会	〃	総務部会
24日～25日	新潟市土地基盤北陸農政 局提案要請	〃		2月 3日	工区長会議
25日	用水管理委員会総会	12月 3日	小杉地区ほ場整備推進協 議会 役員会	12日	総務部会
〃	佐野藤三郎氏新潟市名誉 市民章贈呈式	6日	監事総選挙 当選人確定公告	19日	理事会
28日	総務部会	17日	事業部会	21日	用水管理委員会
29日	小杉地区ほ場整備推進協 議会 役員会	18日	工事入札	28日	監事会
〃	亀田郷不法投棄対策連絡 協議会総会	20日	総務部会	〃	多面的 全組織意見交換会
30日	工事入札	〃	小杉地区運営委員会	3月 5日	理事会
11月 8日	監事会	23日	監事会	10日	職員昇給・昇格審議委員会
14日	農業団体との交流会	24日	職員昇給・昇格審議委員会	12日	水利調整委員会
15日	監事会	1月 6日	工区長会議	14日	令和7年度通常総代会
		14日	新監事就任監事会(順位決定)	17日	工区長会議
				28日	第1回財政検討作業部会
				〃	新潟市都市計画審議会(理事長)

土地改良区からのお願い

不法投棄の防止にご協力をお願いします



これは曾野木地区で、令和7年3月10日、11日の両日、排水路に不法投棄をされた写真です。
このように、農道や水路において、一部の心無き人による様々な廃棄物の投棄が後を絶ちません。

不法投棄は施設の維持管理に支障が出るばかりか、多額の処理費用も掛かってきます。

水路等にみだりにゴミを不法投棄することは法律で禁止されており犯罪です。

「5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科」に処せられることがあります。

目撃された方は車のナンバー等を控え、最寄りの警察署や当土地改良区（025-381-2131）へご一報ください。

土地改良施設の維持管理について

皆さまの田んぼや畑周りの農道・水路の維持管理は、工区あるいは地元分区及び地先の方に行っている作業の相互扶助で成り立っております。

工区或いは地元分区が実施する除草作業は年2回行っており、農道の砂利敷きなどは地元分区の要望を取りまとめ、各工区ごとに計画的に行っております。しかし、農地に隣接する用排水路の泥上げや畦の除草等の維持管理作業は地先管理となっております。

ご理解とご協力をお願いいたします。

亀田郷全水系における適正な水管理について

いつも用水管理にご協力いただきありがとうございます。

当土地改良区管内は、限られた揚水量にて賄われていますが、常に用水が掛け流しになっている状況が各地区で見受けられ、その結果、下流地域の用水不足にとどまらず、全地区にその影響が出ております。

支線までの管理は、各地区の調整委員の方が自分の農作業の時間を割いてまでも行っている状態ですので、個人の水口の管理につきましては、掛け流しをしない適正な取水管理をしていただきたくよろしくお願いいたします。

農作業事故に注意しましょう

農林水産省の調査によると、令和5年の農作業事故死亡者は236人（前年度より2人減少）、事故区分では農業機械作業によるものが147人（全体の62.3%）、農業用施設作業によるものが6人（同2.5%）、機械・施設以外の作業によるものが83人（同35.2%）となっています。

また、年齢階層別では、65歳以上の高齢者による事故が202人と同死亡事故全体の85.6%を占めています。

普段慣れている作業でも危険が伴うことを再認識し、農作業事故の防止と安全作業の徹底に努めましょう。

農作業事故防止のポイント

- 除草剤散布などトラックの荷台で作業するときや、トラクター等では場に入るときは、勾配や段差に十分注意し、転倒や転落を防ぎましょう。
- 転落や飛散物との衝突によるケガ防止のため、ヘルメットを着用しましょう。
- 農作業機械の点検は、周囲をよく確認し、必ずエンジンを止めてから行いましょう。
- シートベルトの着用を徹底するとともに、早めにライトを点灯しましょう。
- 適度に休息をとり、ゆとりをもって作業しましょう。

土地改良区からのお願い

組合員資格得喪通知について

土地改良区の土地原簿は、組合員皆さまからの届出によって更新されます。農地の権利移動（売買、交換、賃貸借等）・組合員が亡くなられたとき・農業者年金を受給しようとするとき（経営移譲）・組合員の住所を変更したときは、速やかに「**組合員資格得喪通知書**」を提出ください。

農地転用（地区除外）について

農地転用等により地区除外する場合は、土地改良法による決済が義務付けられています。農地転用される方は、速やかに「**農地転用等の通知および地区除外申請書**」を提出し、決済金のご負担をお願いします。

◆決済金とは

- ・区域内における農地を宅地や公共事業用地（道路・水路等）など農地以外の用途に転用されますと当該受益面積が減少し、償還金や将来の維持管理費を残された農地の組合員が負担することになり、その過重負担を招くことのないように農地を転用するとき土地改良法（第42条第2項）に基づき一定額を納めていただくものです。
- ・決済金の算定にあたっては、毎事業年度のはじめに次年度以降の債務額、県営事業分担金、団体営事業負担金のほか将来の維持管理費や事務費なども組み入れて算定し、理事会において決済金の額を決定しています。
- ・令和7年度の農地転用に伴う決済金は、令和7年3月5日の理事会において右のとおり決定いたしました。

決済金算出調書

一般会計債務額	152,346千円
団体営事業費	40,998千円
維持管理費	22,574,730千円
県営事業分担金	98,165千円
県営維持管理費負担金	478,590千円
合 計	23,344,829千円
対象面積（田換算）	3,721.3ha
決済金額（田10a当たり）	627,329円

田 627,000円（10a当たり）
畑 156,000円（10a当たり）
地目変更（田から畑）
471,000円（10a当たり）

他目的使用について

当土地改良区が管理する農道や水路を農業以外の目的で使用する場合、当土地改良区の許可が必要となりますので、速やかに「**土地改良財産他目的使用申請書**」をご提出ください。

使用期間は最大で5年間です。引き続き使用する場合は更新手続きが必要です。

無断で使用している場合、直ちに撤去命令を発し、原形に復するため復旧工事等の費用をご負担いただきます。

なお、広告看板は許可いたしません。

他目的使用に伴う納入額は右のとおりとなります。

使用料（5年分）

- ① 乗入れ（橋など）1㎡当たり
7,920円(税込)／5年間
- ② 浄化槽排水1人槽当たり
1,980円(税込)／5年間
- ③ ガス管・上下水道管家庭引込 **免除**

手数料について

当土地改良区の許可書、同意書、意見書又は証明書その他これに類する文書を交付する場合は、手数料1,000円と消費税（現行10%）を納入いただきます。

賦課内訳書の確認について

賦課令書の配布に併せて賦課内訳書もお送りしております。今一度、現在賦課されている土地をご確認いただきますようお願い申し上げます。

何かお気付きの点やご不明な点等ございましたら、当土地改良区にお問い合わせください。

ご指摘の点につきましては、実地調査し、所定の手続きを行った上で処理させていただきます。

申請様式のダウンロードについて

当土地改良区への申請や届出等の様式がホームページからダウンロードできます。

形式はExcel（エクセル）とWord（ワード）をご用意しましたのでご利用ください。

なお、ご提出いただく際は、関係図面や関係資料の添付を要しますので、ご不明な点はお問い合わせください。ホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.kamedagou.jp/download/>

組合員資格の耕作者への変更について

今後、高齢化による離農や農地の利用集積の進展に伴い、土地持ち非農家の増加が見込まれる中で、土地改良区が施設の維持管理、更新等を的確に行っていくためには、耕作者の意見が適切に反映されるような事業運営を確立していくことが必要となります。そのため、土地所有者から耕作者への組合員資格変更を円滑に進めるためにも、当土地改良区では、**原則として耕作者を組合員とするべく啓発を進めています**。土地所有者が組合員になれないというわけではありませんが、土地所有者と耕作者の間に話し合ってください、できる限り耕作者が組合員となるようご協力をお願いいたします。